

府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

1 計画策定の背景

平成12年度に創設された介護保険制度は、高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加や、核家族化の進行、世帯規模の縮小など、それまで要介護者を支えてきた家族の状況に変化が見え始めた中、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして開始されました。その介護保険制度も令和元年度には20年目を迎えることとなり、高齢者が地域で安心して暮らし続けることができるよう改正が重ねられてきています。

府中市においても、高齢者が安心して暮らせる社会を実現するため、「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「計画」といいます。）」を策定し、高齢者保健福祉の各種施策と介護保険制度の円滑な運営に努めてきました。

令和2年度には、現行の計画期間が終了することから、国や東京都の動向を踏まえつつ、施策の実施状況や効果を検証した上で、府中市の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築をさらに推進していくため、新たな計画を策定していきます。

2 計画の位置付け

本計画の法定上の位置付けは次のとおりです。また、計画の策定に当たっては、「第6次府中市総合計画」や「府中市福祉計画」などの上位計画や関連計画と整合性を図るものとします。

(1) 高齢者保健福祉計画

老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」に基づき策定される、高齢者の健康と福祉の増進を図るためのものです。

(2) 介護保険事業計画

介護保険法第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」に基づき策定される、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関するものです。

3 計画期間

- (1) 第7期計画 平成30年度から令和2年度までの3か年
- (2) 第8期計画 令和3年度から令和5年度までの3か年（予定）

4 計画の策定体制

計画策定に当たっては、府中市の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を更に推進するため、次のとおり、幅広く市民やサービス従事者等の意見やニーズを把握していく予定です。

- (1) 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会における計画内容の検討
- (2) 市民調査（アンケート、聞き取り、グループディスカッション¹）
- (3) 担い手調査（アンケート、グループインタビュー²）
- (4) パブリックコメント

1、2はアンケート調査だけでは把握できないケースに対応するため実施を検討します。